6. 屋外広告物に関する事項

【法第 8 条第 2 項第 4 号イ】

（１）屋外広告物の景観誘導に関する基本的な考え方

広告板、広告塔などの屋外広告物は、賑わいのある街なみを創出する一方で、無秩序に氾濫すると街の美観や自然・農村景観を損ねてしまう可能性があります。

そこで、良好な景観の形成に当たっては、本計画に即した**「福島市屋外広告物条例」**を制定し、屋外広告物の適切な景観誘導を図るものとします。

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に当たっては、本計画及び福島市屋外広告物条例に基づき、周辺との調和を基本として景観の質を高め豊かな生活環境の形成を目指すものとします。

また、所有者及び管理者は適正な管理を行い、破損や老朽化などにより劣化したものについては速やかに改善措置を講じるものとします。

（２）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に当たっては、良好な景観の形成を図るため、次に示す事項に配慮するものとします。

今後の状況に応じて、屋外広告物の面積、高さ、形状、色彩、掲出方法などに関する制限（定量的な基準）や規制区域などの設定については、福島市屋外広告物条例の中で検討するものとします。

- 必要最小限の大きさ及び設置数にとどめ、複数となる場合は集約すること
- 街なみや山並みなどの市民共有の眺望の妨げとならないよう配慮し、低層部に設置すること
- 周辺の景観と調和した位置、形状、大きさ、材料、色彩、意匠とし、建築物本体に設置する場合は建築物との調和を図ること
- 原色や蛍光色の使用を避けるなど、際立って華美な色彩とせず、周辺の景観と調和した色調とすること
- 田園地帯や住宅地においては落ち着いた色彩とし、華美な点滅の広告物は設置しないこと
- 裏面、側面、脚部などの広告物を表示しない部分については、周辺との調和に努めること
- ネオンサインや電光掲示板などの発光する広告物は、周辺との調和に努めること